

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(藤枝市税外収入督促等に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市税外収入督促等に関する条例（昭和 39 年藤枝市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(藤枝市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市介護保険条例（平成 12 年藤枝市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 2 第 1 項第 6 号中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 7 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年藤枝市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(藤枝市道路占用料等徴収条例の一部改正)

第 4 条 藤枝市道路占用料等徴収条例（昭和 43 年藤枝市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第5条 藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年藤枝市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第3項中「各年の特例基準割合」を「各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）」に、「附則第2項に規定する特例基準割合」を「附則第3項に規定する還付加算金特例基準割合」に改める。

（藤枝市農業集落排水事業費分担金徴収条例の一部改正）

第6条 藤枝市農業集落排水事業費分担金徴収条例（平成5年藤枝市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金（第5条の規定による改正後の藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定にあっては還付加算金）について適用し、同日

前の期間に対応する延滞金又は還付加算金については、なお従前の例による。